

## マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部改正について

### 1 改正理由

- (1) 行政手続等における押印見直し方針の制定及び見直しの実施について（令和3年3月8日付け行革第648号及び政法第1410号総務部長通知）に基づき、押印廃止等を行う。
- (2) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の一部改正に伴う、規定の整備を行う。

### 2 改正内容

- (1) 第五条第一項を次のように改める。

法第二条第一項の認定を受けたマンションの除却又は法第五条第一項の許可を受けたマンションの建築が完了する前に、当該認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）又は当該許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）の名義に変更があったときは、変更後の認定事業者又は許可事業者は、名義変更届（別記第一号様式）に当該認定又は許可を受けたことを証する書類を添えて知事に届け出るものとする。
- (2) 以下の様式について「㊟」、及び注を削る。
  - ・別記第一号様式（名義変更届）
  - ・別記第三号様式（設計変更承認申請書）
  - ・別記第四号様式（設計変更承認通知書）
  - ・別記第五号様式（取下げ届）
  - ・別記第六号様式（取りやめ届）
- (3) 別記第三号様式（設計変更承認申請書）中「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号イからホまで」を「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号イからへまで」に改める。
- (4) そのほか軽微な規定の整備を行う。

### 3 施行期日

令和3年10月1日